

28文科初第454号

健発0622第3号

28消安第1239号

平成28年6月22日

各都道府県知事殿

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省健康局長

農林水産省消費・安全局長

「食生活指針」の一部改定及び「食生活指針の解説要領」の作成について

平成12年3月に、文部省、厚生省及び農林水産省が連携して策定した「食生活指針」については、その策定から16年が経過した。この間、平成17年には食育基本法（平成17年法律第63号）が制定され、平成25年には10年計画の国民健康づくり運動「健康日本21（第二次）」が開始されるとともに、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録された。さらに、本年3月には食育基本法に基づく「第3次食育推進基本計画」が作成されたところである。

このような食生活に関する幅広い分野での動きを踏まえ、今般、「食生活指針」の改定を行った。

また、これに併せ、「食生活指針の解説要領」（平成28年6月）を作成した。

これらの内容を十分に踏まえて、関係者が緊密に連携しつつ、各地域や対象者の実情に合わせ、「食生活指針」の効果的な普及・啓発を図るようお願いしたい。

あわせて、各都道府県知事におかれては、管内の市町村長及び所管の学校法人等に対して、本件につき周知願いたい。